平成２４年（フ）第１８１５号
札幌市南区真駒内柏丘６丁目４番４―305号
債務者　及川　隆之
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０２号
札幌市東区北７条東18丁目１番14―205号
債務者　川村みか子（旧姓池崎）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１号
北海道恵庭市北柏木町１丁目７番１―205号
債務者　鈴木　宮子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８号
札幌市西区発寒10条１丁目４番20号　相沢ハウスＢ―202号
債務者　山岡　涼介
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４号
札幌市東区北33条東10丁目５番３号　リレント北33条マンション302号
債務者　岡戸　静香（旧姓下道）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０号
北海道千歳市北栄１丁目20番９号
債務者　佐藤　文男
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０５号
北海道江別市上江別437番地の41
債務者　高橋　富子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１９号
札幌市手稲区前田11条10丁目２番３号　フラワーハイツ101号
債務者　野原　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２３号
札幌市白石区北郷８条８丁目１番10号
債務者　阿部　人士
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６号
札幌市中央区南10条西８丁目１番２号　晃香マンション１号
債務者　佐藤　哲康
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５６号
札幌市北区篠路８条１丁目１番17号　コーポ十勝川102号
債務者　山崎　　巧
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７５号
札幌市白石区南郷通７丁目南３番32号　マイコート南郷ＳＴ―201号
債務者　神代　康治
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
北海道紋別郡雄武町字雄武1388番地の32
債務者　伊藤　雅紀
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２５年（フ）第１５号
群馬県高崎市上並榎町475番地６　101
債務者　吉岡美樹雄
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第９５号
埼玉県飯能市新町12番10号　ルネサンス21―202、前住所埼玉県飯能市八幡町24番17号
債務者　橋口　勝紀
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１号
千葉県山武郡九十九里町片貝997番地12
債務者　土居　　武
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２号
相模原市南区御園５丁目６番33号　サンビレッジＮＯＷ　Ｄ―101
債務者　比嘉絵美子（旧姓屋比久・島袋）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３２号
相模原市南区上鶴間本町４丁目17番17号　サンモールＳＨＩＢＵＹＡ302号
債務者　徳田　博文
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部